

高崎山麓の猪

佐藤末喜

猿の生息地として有名な高崎山には又多くの猪が住みついていて、特に南麓の旧石城川村内成・七蔵司・山口・高崎の集落は猪害に悩まされてきた。

地区住民と猪の攻防の歴史は古く、大友十五代親繁の頃・文安の文明期、西暦一四四四～一四七〇年間には高崎が狩場であった記録がある。

江戸時代初期の府内藩記録にも猪狩の記事があるが、これらを紐解いて古くて新しい猪害の歴史をみてみよう。なお猿の生息についての記録は、豊府聞書に

「寛永十四年三月、城主吉明、(中略) 此山多自古猿、国俗見人子少器量者、高崎之息、以其形類猿」と記されている。

府内藩主日比野吉明の治世下、寛永十四年は西暦一六三七年に当たり、いまから約三八〇余年前にすでに多数の猿が生息していたことがわかるが、高崎山山麓では猿よりも猪の方が歴史登場は古い。

(大友親繁文書)

大友十五代親繁の文書に

「ゑんふくしりやうの事、委細承候、そのふん申候へく候、次昨日小しゝを二とりて候、すくなく候へともゑた一しんし候、た

かさきのおわりきん所ニ、久つきて候しゝ二とりて候、ちかころおもしろきかりにて候、大しゝを犬三ひきにてくいて候、いぬのふるまい申候するやうなく候、恐ゝ謹言、

十一月十九日

親繁 在判

ひらいするか殿

「(大友家文書/県史料三二)

親繁が部下の平井親真(駿河守)に当てた書状、年不詳であるが親繁は文安元年(一四四四)に豊後守護職に補任され家督を継ぎ、文明八年(一四七六)に長子政親に家督を譲っているので、おおよそ三十年間のことである。

口語訳では「円福寺領のことすべて承知したのでその筋に申し付ける。つぎに昨日小さい猪を二匹獲った。少量だが枝肉一つを進呈しよう。高崎村後(註小字名か)近所に長く居ついている猪を二匹獲った。最近にしては面白い狩であった。大猪に犬三匹が喰らいついて、その犬の振る舞いが言い様もなく面白かった」といったところか。当時高崎付近には猪が多く格好の狩場となっていたことが窺われる記録である。

(元禄四年の記録)

府内藩記録、元禄四年二月二十四日の条に

「同日 猪高崎山ニ大分居申候而 田浦七曹子山口之者共 耕作ヲ荒シ迷惑申ニ付 獵師を頼打おとし申度由書付指出奉伺 御

内意せこなしニ打可申之旨神尾加右門申渡」とある。大意は「高崎山に猪が沢山居て田畑を荒らされて困っている麓の田浦・七曹子・山口の百姓から、猟師に頼んで鉄砲で嚇したいとの申し出があった。殿様から勢子を使わずに打ち放せとの許可が神尾加右門にあった。」ということになる。

(生類憐れみの令)

元禄四年(一六九一)は將軍綱吉の治世下、六年前の貞亨二年(一六八五)には「鳥銃濫発禁止令」と「犬猫を繋ぐことの禁止令」が出されたのに始まり、以後「鳥魚貝等の憐れみ令」「犬猫憐れみ令」「馬匹憐れみ令」「猪鹿狼憐れみ令」「捨子禁止令」「鉄砲令」などが乱発されこれら一連の法令を総称して「生類憐れみの令」と呼ぶのである。有名な悪法であるが、「生類憐れみの令」という法律があったわけではない。宝永六年(一七〇九)、將軍綱吉が没するまで続いた。

この幕府令に対する府内藩の対応は、「生石子氏日記」によれば、「覚一兼て被仰出候通、生類あわれみの志、弥專要ニ可仕候。今度被仰出候意趣は、猪、鹿あれ、田畠を損ざし、狼八人馬犬をも損ざし候故、あれ候斗、鉄砲にてうたせ候様に被仰出候。自然処ニ萬一存たがい、生類あわれみの志をわすれ、むざと打候者有之候ば、急度曲事可申付候事。」(生石子氏旧記)

一御領私領にて、猪、鹿あれ、田畠を損ざし、或狼あれ、人馬犬等を損ざし候節ハ、前々の通、随分追チラシ、夫にても止不申候ば、御領にてハ御代官手代役人、私領にてハ地頭より役人並目附を申付、小給所にてハ、其頭々え相断、役人を申付、右の者共ニ急度誓詞致させ、猪、鹿、狼あれ候時斗、日切を定、鉄砲にてうたせ、其わけ帳面に注置候。其支配、え急度可申達候。猪、鹿、狼あれ不申候節、まぎらわしく殺生不仕候様ニ、堅可申付候。若相背もの有之ば、早速申出候様ニ、其所々の百姓等に申付、みだりがましき儀候ば、訴人ニ罷出候様ニと、兼て可申付置候。自然かくし置、脇より相知候ば、当人は不及申、其所々御代官地頭可為越度事。

巳六月 日

右元禄貳年御触也。

府内藩は幕府法に対して、これを嚴格に遵守する方針をとったが、一方では猪による農作物の被害について、年貢の取り立て上対応に苦慮した跡が窺われる。同じく親藩である杵築藩が幕府法に対して、極めて緩やかに対応しているのと対照的である。

(田浦村の清六)

元禄七年十二月十三日に、田浦村の百姓清六という者が、手負い猪に襲われ、やむなく鎌で防ぎ遂に致死させるといふ事件が起こつ

た。府内藩の対応は以下の通り。

* 府内藩記録・元禄七年十二月

「廿日。今月十三日、田浦村清六、落猪の儀に付、同十四日書、委前断申候。

就夫江戸へ御届被成候御覚書上の寫。

覚

私領内田浦村百姓清六申者、一昨十三日致耕作候所え、無何方共、手負猪

一疋走來、清六を倒喰付、難義仕候。持合候鎌にて追払候得共、埒不申候

故、猪の首に鎌を引懸候得ば、退申候。鎌疵深、其上尾の上の古疵御座候

て、則時に死申候。右の猪、家来共並百姓立合吟味の上、其所ニ埋置申候。以上

十二月十五日

松平對馬守

」

この件の幕府に対する報告を見ると、百姓清六の行為は不可抗力であり、正当防衛に当たると陳弁し、ひたすら恭順の姿勢を示している。府内藩のあわてぶりがよくあらわれている。

(府内藩記録一覽)

府内藩記録をひも解いて近村の状況をみてみる。

* 元禄三年二月十一日(一六九〇)

内成村獵師の猪狩り

* 元禄四年二月二十四日(一六九一)

高崎山の猪狩りを許す

* 元禄七年二月七日(一六九四)

内成村外六村より猪・鹿狩を願ひ出す

* 元禄七年二月十日(一六九四)

同上の許可布達す

* 元禄七年三月一日(一六九四)

高崎山の猪狩りにて三頭を射止める報告

* 元禄七年九月二十日(一六九四)

山口村組頭の用心鉄砲相

続

* 元文五年十月十三日(一七四〇)

来鉢村獵師彦市へ

* 寛延二年十一月十九日(一七四九)

高崎山の猪狩りに出遊

* 宝暦十三年十一月十五日(一七六三)

内成来鉢庄屋より猪除石垣築造の申請

元禄年間に多いが、五代將軍綱吉が死ぬとすぐにこの悪法が止められたので、それ以降はむしろ猪狩りの方に力点が置かれている。当然の成り行きであろう。

(文化十一年十二月(一八一四))

山口村の嘆願書)

山口村は高崎山の麓の高地にあり、水利が悪く田よりも畠が多い全体に耕地の少ない村であった。百姓が困窮の為土地を捨てて出ていく、いわゆる潰れ家が多かったが、この原因の一つに猪害があるのではないかと筆者は推測している。

府内藩日記によって、村と藩の交渉を見てみよう。

「近年潰家多く、極めて困窮に相成り、荒地多く難渋」のため、文化四年からこの年まで六年間「諸役御免仰せ付け」られていた。しかし、来年からすべて「諸役」を負担するようになれば又「潰家」も出ることも考えられる。そうなる「惣百姓」が皆潰れる可能性すらある。そのため荒地となっている無主地十三石一斗について、ぜひとも「諸役」を永久に免除してほしい。」

これに対する府内藩の回答、「永久免除はできないが、五年間だけなら免除を認める」。さらに五年後の文政元年（一八一八）、山口村は十年間の免除を嘆願したが、五年間だけ認めると藩は回答した。

その後は、文政六年（一八二二）に期限が切れると「諸役」は規定通り掛るようになったらしい。村は天保五年（一八三四）になって「只今の通り御座候ては年々御上納も不納に相成り、自然と逃げ去る者も出来仕るべく候、然る時は弥潰れ家相増し立ち行き申さず候ため、特別に先年の通り惣高当年より五か年諸役・切錢御用捨」を藩に嘆願した。この嘆願が認められたかどうかはわからないが、今回は無主地だけでなく「惣高」について「諸役・切錢」の免除を要求しており、一段と要求がエスカレートしている。この前年にも重右衛門という農民が一家揃って欠落ちして潰家が増えたばかりである。無主地の重圧はそれだけ強く農民にのしかかっていたのであろう。

山口村の石高推移は、正保四年（一六四七）九十七石 ↓ 明暦三年（一六五七）一〇四石 ↓ 元禄十四年（一七〇一）一〇五石 ↓

天保五年（一八三四）一〇九石 であり、この二百年間に石高はわずか十石しか増えていない。水利が悪いために新田開発も殆どなく、過酷な条件が続いていた。それでも七蔵司村の石高にくらべて優位にあったが、明治八年に七蔵司村に合併され、山口村の名は消えている。

十九世紀初頭の享和期（一八〇一〜〇三）^① 下市組上市村の農民構成をみると、農家八十二軒のうち、持高十石以上が九軒（十％）、一石未満二十八軒（三十四％）、一〜三石十九軒（二十三％）というふうには、富豪層と零細層に両極分化が進んでいる。この傾向は奥郷^②の平良石村・岩下村・久保村でも同様であり、三石未満の零細農民が村全体の三分の二以上を占めている。こうした農民の階層分化が進行して零細農民層が拡大したことが、先にみた無主地の増加となり村全体の責任で耕作して年貢を納める「村中惣作」の負担に繋がっていく。零細農民は年貢に加えて小作料も取られ、経営は常に危機に瀕している。だからこそわずかな凶作を契機として経営が破綻して逃亡せざるを得ない状況に追い込まれることがある。凶作とイノシシ害が重なり先行きに希望の持てなくなった零細農民が逃亡して潰家となる事情がよくわかる。

府内藩の主な災害記録（損毛高五〇〇石以上）を見てみると、寛文六年（一六六六）から文久二年（一八六二）の約二〇〇年間に実に三十二回もの災害に見舞われている。災害の種類も風雨洪水が最も多く、地震・旱魃・虫害・疫病流行・凶作と多岐にわたっている。天保年間には殆ど一年おきに大きな凶作が繰り返されたが、特

に七年の被害は甚大であった。この年の凶作について領内を検見視察した藩の役人の報告を府内藩記録は「享保・天明両度の凶年は九州筋一統雨繁きにて稲作黒腐れ、虫気等の違作に有之、町組・里郷土地宜しき所柄程右の痛み強く有之、中・奥に至り候ては痛みも軽く相見え、此の節は早冷氣・早立ち・風痛み等の義にて中・奥冷水の所別して痛み多く、右兩年とは当年は表裏の年柄也、」と書き留めている。

天保七年の状況を見てみると、春以来春寒強く、大小麦生い立ち悪しき結果、小麦は七割、大麦は五割の作柄となり、その後も大雨・冷夏と異常気象が続き稲作も大きな被害を受けた。さらに悪いことには、享保・天明の飢饉が町組や里郷の生産性の高い地域で被害が多く、中郷や奥郷の山間地は比較的被害が少なかったのに対し、今回の天保の飢饉は生産性の低い中・奥郷に被害が集中した点で零細農民が多いこの地域には大きな打撃となった。

農村の窮状をサイクル的に見てみると、飢饉や凶作↓潰れ百姓の出現↓手余り地（無主地）↓村惣作（村償い）↓負担の加重↓村の零落ということになる。

（府内藩の農村復興策）

府内藩は農村の困窮化対策として以下の達しを示している

○寛政三年（一七九一）の達し

- ① 男子を他領へ養子に遣わすことを禁止
- ② 荒廢地の多い村へ移り百姓を奨励

- ③ 田地を分割して相続することを禁止
- ④ 入百姓の厚遇

○天保七年（一八三六）、「村役人並村方心得覚」

「近ごろ領内で人が少くなり、村によつては手余り地が多く、年貢を村償いにし、困っている村もあるようだ。だから他所からの入百姓はその村の客と考えて、丁寧に取り扱うように。そうすれば、その村になじみ一生居着くこととなる。人柄もよければ、村の宗門帳に繰り入れよ。村の人口も増え村償いも減り、村のためになる。村の下層の者と同様の扱いをしてはならない。」

まとめ

府内藩の農村復興策は、令和の現在においても通用しそうな内容を持っている。

農業の担い手不足↓耕作放棄地の増加↓農村の荒廢↓猪・鹿の跳梁↓さらなる耕作放棄地の増加の悪循環である。昭和二十八年当時三十軒ほどあった旧山口村の世帯数が、令和三年四月現在八世帯にまで著しく過疎化している現実の姿を痛々しく眺めている。

註

- ① 挾間町誌
- ② 麻生文書（平良石村）、小野家文書（岩下村・久保村）
- ③ 大分市史